

香芝市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定に基づき、次のとおり予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令197号）第5条に基づき公告する。

令和5年3月31日

香芝市長 福岡 憲宏

1 予防接種の種類

新型コロナウイルスワクチン接種「乳幼児接種」

2 実施開始日

令和4年10月24日～令和6年3月31日

3 対象者

- (1) 接種時に香芝市に住民票がある生後6月から4歳の者
- (2) その他市長が接種を必要と認めた者

4 使用するワクチン

厚生労働省が、新型コロナウイルス感染症予防のためのワクチンとして承認したものに限り（承認を受けたワクチンの接種対象に応じた接種を実施するものとする）。

5 接種費用 無料

6 接種場所

新型コロナウイルスワクチンの接種実施等に関する委託契約を締結する医療機関 別紙1

7 接種を受けることが適当でない者（接種不相当者）

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行なう必要がないと認められるもの
- (2) 明らかに発熱している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種液の成分により、アナフィラキシーをおこしたことが明らかな者
- (5) 上記に該当するもののほか予防接種を行うことが不適当な状態の者

8 接種の判断を行うに際し、注意を要する者（接種要注意者）

- (1) 抗凝固療法を受けている者、血小板減少症または凝固障害のある者
- (2) 過去に免疫不全の診断がなされた者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (3) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
- (4) 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱や全身性発疹等のアレルギーを疑う症状をおこしたことがある者
- (5) 過去にけいれんを起こしたことがある者
- (6) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーが起こるおそれのある者

9 接種前後の注意事項

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種前及び接種後に、他の予防接種を行なう場合においては、原則として2週間以上の間隔をおくこと。
- (2) 接種後すぐに現れる、アナフィラキシー、迷走神経反射症状等に注意すること。
- (3) 接種後、数日以内に接種部位の痛み、疲労、頭痛等の症状を認めた場合は、医師に相談すること。
- (4) 接種当日は激しい運動は控えること。
- (5) 接種部位は清潔に保ち、注射した部分は強くこすらないようにすること。

10 周知方法

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種対象者に個人通知
- (2) 香芝市の広報紙、ホームページ、LINEに掲載

別紙 1

医療機関

かわしま内科・外科・こどもクリニック

まるはしファミリークリニック